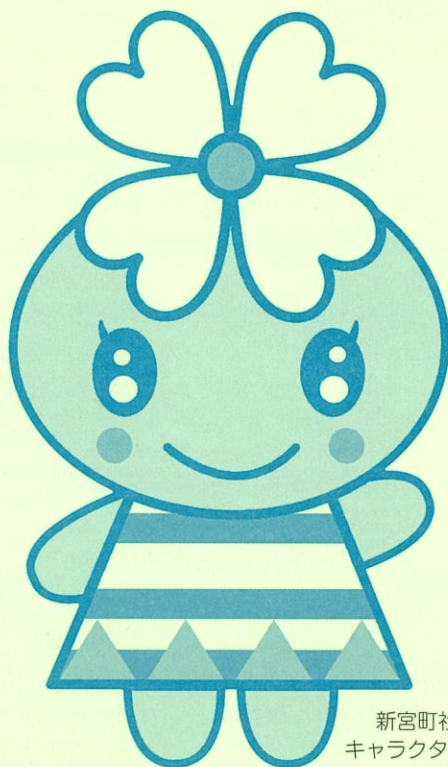


新宮町社会福祉協議会の

福祉サービス一覧 保存版



新宮町社会福祉協議会
キャラクター ココロちゃん

新宮町社会福祉協議会では

地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体としてとらえ、みんなで協力して解決を図ることを目的とし、「福祉のまちづくり」を目指しています。

そのために、住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、具体的な福祉サービスの企画や実施を行います。

社会福祉法人 新宮町社会福祉協議会

連絡先

〒811-0119 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目3番1号

☎ 092-963-0921 FAX 092-963-0127

E-mail:shingu@deluxe.ocn.ne.jp

発行：令和2年

♥くらしの相談

サービス名	内 容	対象者	備 考
暮らしの相談窓口 (町受託事業 含)	■心配ごと相談 ※予約不要 生活・家庭不和・結婚・近隣の問題、行政に対する苦情など身の回りに起こっている心配ごと等に人権擁護委員、行政相談員が相談に応じます。	心配ごとのある人	月1回(第2火曜日) 午前10時から 午後3時まで ※1人あたり30分 会場へ午後2時30分までにお越しください。
	■福祉なんでも相談 ※予約不要 高齢者や家族の悩み、福祉サービスの利用や金銭管理についての不安、生きがい活動などの相談に社会福祉協議会職員が応じます。		
	■法律相談 ※予約必要 法的な知識を必要とする複雑な問題に対し、弁護士が適切なアドバイスを行います。		
日常生活 自立支援事業	住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用や、日常的金銭管理のお手伝いをします。 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理 ・書類等預かりサービス	※裁判所で起訴中のもの、弁護士に依頼済みのものは受付できません。 ひとつの内容につき1回の利用に限ります。	奇数月15日前後 午後1時から 午後4時まで ※1人あたり30分 定員 6人 申込受付は、開催月の1日から
法人後見事業	日常生活自立支援事業での対応が難しくなった人が、これからも安心して地域で暮らすことができるように、社会福祉協議会が後見人となり支援します。	判断能力が低下した人	詳しくは社会福祉協議会窓口へ ・自己負担金あり
貸付事業 (町・県事業)	○総合支援資金 離職などにより収入が無くなった人が、再就職生活を再建するまでの間に必要な費用 ○福祉資金 日常生活を送る上で、一時的に必要なであると見込まれる費用 ・生業を営むのに必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・障がい者用自動車の購入に必要な経費等 ○教育支援資金 学校教育法に規定する高等学校、大学又は高等専門学校に就学及び入学に際し必要な費用 ※この他にもあります。 要問合わせ。	低所得者で貸し付けを受けることにより、安定生活ができる人で、他の融資を受けることが困難な人	詳しくは社会福祉協議会窓口へ

♥高齢者や障がいのある方へ

サービス名	内 容	対象者	備 考
車イスの貸出	一時的な貸し出しをします。	外出時などに必要な人	1 カ月程度
移送サービス	車イス（2 台）のまま乗れるリフトカーの貸出。 運転する人がいない場合には、運転ボランティアによる目的地までの送迎を行います。	新宮町社会福祉協議会の 社協会員 在宅で外出の際に車イス を使用する人	月 2 回まで
手話通訳派遣事業 （町受託事業）	聴覚障がい者に対して、手話通訳奉仕員を派遣 し、社会参加と日常生活の利便を図ります。	聴覚障がい者で、身体障 害者手帳の交付を受けて いる人 ※町の認定を受けた人	24時間、365日対応
ホームヘルプ サービス （介護保険事業）	日常生活において、買い物・調理・掃除・洗濯 などの家事支援や、外出介助・排泄介助・体位 交換などの身体介助をホームヘルパーが行いま す。	介護認定のある人 ※町に申請をして介護認 定を受ける必要があります	年中無休 午前 5 時から 午後 11 時まで ・利用料 利用時間・内容 に応じて設定あり
ホームヘルパー 派遣受託事業 （町受託事業）	日常生活において家事（掃除・買い物等）や身 体を介助し、自立を支援します。	おおむね 65 歳以上で、介 護認定非該当の人 ひとり親家庭 ※町の認定を受けた人	高齢者…週 1 ～ 3 時間 ひとり親…月 5 日まで ・利用料 世帯の状況によ り新宮町が決定
地域生活支援事業 （町受託事業）	屋外での移動が困難な障がい者に対して、外出 及び余暇活動等の社会参加のための移動支援を します。	障がい者であって外出時 に移動の支援が必要と認 めた人 ※町の認定を受けた人	利用時間は 30 分を単位と し、町が認定 ・利用料 世帯の状況によ り新宮町が決定
ホームヘルプ サービス	日常生活において、買い物・調理・掃除・洗濯 などの家事支援や、外出介助・排泄介助・体位 交換などの身体介助をホームヘルパーが行いま す。	障がい者福祉サービスを受 給している人	年中無休 午前 5 時から 午後 11 時まで ・利用料 世帯の状況によ り新宮町が決定
あんしん生活 支援事業	介護保険制度等では対応できない日常生活の困 りごとをホームヘルパーがお手伝いします。 ・家事援助 ・身体介護	65 歳以上の人 障がいのある人 一時的な病気や産前産後 などで家事や介護にお手 伝いが必要な人	月曜日から土曜日 午前 8 時から 午後 6 時まで （祝日、年末年始除く） ・利用料 500 円～ 利用時間・内容に応じて 設定有り
ひまわり会 （会食型食事サービス）	ひとり暮らしの高齢者の仲間づくりの場を提供 することを目的に、会食会を実施しています。	70 歳以上の一人暮らしの 人	年 2 回 対象者には、福祉委員が声 かけ訪問を兼ねて案内状を 配布します。 ・利用料 1 回 100 円



まずは、お気軽に
お問い合わせください。

♥子育て中の方へ

サービス名	内 容	対象者	備 考
地域子育て支援 拠点事業 かんがるーひろば 出張ひろば (町受託事業)	常設のひろばを開設し、子育て家庭の保護者と、その子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語りあい相互に交流する場を提供します。	原則0～3歳の乳幼児とその保護者の人	かんがるーひろば 週5日(火～土曜日) (福祉センター休館日除く) 直通TEL (092) 963-0134 出張ひろば 毎週月曜日 (祝日、年末年始除く) ・利用料 実費負担あり
ファミリーサポート センター事業 (町受託事業)	育児の援助を行いたい人(まかせて会員)と育児の援助を受けたい人(おねがい会員)をセンターが仲介して、会員同士で支えあう会員組織です。	【おねがい会員】 生後6カ月～小学校6年生までの子を持つ親で町内在住または町内の事業所等で勤務している人 【まかせて会員】 センターが実施する講座を受講、修了した人	センター開所 月曜日～金曜日 (土・日曜日、祝日除く) サービス提供時間 午前7時～午後9時 直通TEL (092) 692-9622 ・利用料 1時間当たり600円～ 時間帯・祝日等により変更あり

♥ボランティア団体・福祉団体の事業

サービス名	内 容	対象者	備 考
在宅介護者の交流会 (こぶしの会主催)	介護者同士の情報交換会・交流会・施設見学や介護に関する福祉サービス学習会をしています。 その他、日帰りバスハイクを実施。	在宅で寝たきりまたは認知症の高齢者を介護している人 または支援している人	月1回(第3火曜日) 午後1時30分から 午後3時30分まで 年会費/500円 行事により実費負担あり
傾聴カフェ そら (傾聴VOそら主催)	おいしいコーヒーやお菓子を食べながら、一緒におしゃべりを楽しむ場です。 ボランティアが参加者の話に傾聴するカフェです。	子どもから高齢者までどなたでも	月1回(第3金曜日) 午後1時から 午後3時まで 福祉センター 研修室3 ・利用料 1回100円
障がい者サロン (ブーケハウス主催)	障がいのある人とボランティアが、お茶やおしゃべりを楽しみながら情報交換するサロンです。	障がいのある人や支援してくれるボランティア	月1回(第2木曜日) 午後1時30分から 午後3時30分まで 福祉センター 研修室1・2 ・利用料 行事により実費負担あり
ハートルーム (ブーケハウス主催)	人とつながりたい人、少しお話をしたい人、生きづらいていると感じている人、お話するのが苦手な人、どなたでもお越しください。	こころの病を持った人 こころが疲れていると感じる人	月1回(第2木曜日) 午後1時30分から 午後3時30分まで 福祉センター 研修室1・2 ・利用料 無料
お外であそぼ！ (外あそびの会主催)	新聞紙や段ボールを使って遊んだり、芝生の上でごろごろしてみたり…。 いつ来ていつ帰ってもOK！(予約不要) ※雨天時の有無は、社協ホームページやフェイスブックで案内	子どもから高齢者までどなたでも	月1回(第3火曜日) 午前10時から正午まで 町内公園 ・利用料 無料
ひとり親家庭の学習 支援 (母子寡婦福祉会)	学校授業の補習などの学習や進学相談をしています。 無料で気軽に安心して学べます。 ※申込は福岡県母子寡婦福祉連合会まで 電話：(092) 584-3922 HP：http://fukuoka-kenboren.jp/	ひとり親家庭の小学生・中学生	週1回(金曜日) 午後6時から 午後8時まで 福祉センター研修室1・2 ・利用料 無料